横浜市立図書館のあり方懇談会・第二回

平成18年11月21日
参考資料：選択責、寺田

第二回導入のお話：
「これからの図書館サービス」を想像して：

他地域の図書館づくりをいくつか体験して

寺田大塚小林計画同人代表　寺田芳朗

○プロフィール：
[てらだ・よしろう / 寺田大塚小林計画同人代表取締役]
1978年横浜国大大学院修了、都市設計・建築意匠専攻。
同大学在学時に故佐藤仁教授に図書館計画の薫陶を受ける。
和設計事務所・山手総合計画研究所在籍中に設計・監理を担当した図書館は、神奈川県大磯町立、福岡県苅田町立、佐賀県伊万里市民、沖縄県名護市立、滋賀県愛知川町立、同人設立後は　埼玉県小川町立、千葉県君津市立が開館。
2004長崎県たらみ図書館開館、2005福島県郡山市基本設計。
いずれもプロポーザルの主任設計者として選定され参画。
南相馬市立図書館、郁文館夢学園校舎の設計を進行中。

掲載誌・出稿資料として
「建築設計資料７図書館」　建築資料研究社
「現代建築集成　図書館」　メイセイ出版
「ＳＤ別冊31：本と人のための空間」鹿島出版
「建築ﾌﾞｯｸﾚﾋﾞｭｰ967：図書館が街を変える」建築ﾌﾞｯｸﾚﾋﾞｭｰ
「見て聞いて撮ったアメリカの図書館」ＴＲＣ
「白夜の国の図書館・パート1、3」リブリオ出版
「苅田町立図書館の3000日」　リブリオ出版
「図書館づくり運動実践記」　緑風出版
「建築設計資料集成総合編」　日本建築学会
「浦安図書館を支える人びと」日本図書館協会

1，図書館基本計画　というのがはじめに自治体政策にあって、

① 図書館って何：プログラムの重要さ、その前提としての政策理念と目標。

・前回のｷｰﾜｰﾄﾞ「社会教育施設（図書館）の課題」・・・社会教育施設運営の課題　と読むか
社会教育　機関又はｻｰﾋﾞｽ又は政策　の課題　と読むか

・背景にある教育基本法の読み方、社会教育政策としての矜持

② 図書館基本計画：ふたつの異形の事例の時代。

・３万人の地方都市で町民達が自身で確かめた言葉、望んだ政策のかたち。

・なぜ学ぶのか、どう学ぶのか、大学図書館の将来像を学生生活の情景として表現する。

③ 図書館基本計画：「成長する活動と場のしくみ」として図書館をとらえて。

2，横浜のとしょかんを考える　というのは都市計画の一つの形

・360万都市の市民生活をどう想像し、支えるしくみ（社会生活インフラ・社会ｼｽﾃﾑ）を計画するか

① 横浜の図書館の今：どういう視点で統計を読みとるか。

・実態を知る：大横浜と比較出来る例は国内に無い。市民生活視点なら区の図書館に着目したい。

・利用者市民も図書館員も現状満足する図書館、今利用しない市民の声を汲み取るしくみは。

② 横浜の都市環境としくみ：どういう視点で都市構造を読みとるか。

・都市計画における、横浜の中の「中央集権と地方分権」の葛藤。360万人のｺﾐｭﾆﾃｨや協働論の限界。

・市民生活視点の都市政策なら、「都市が集まった都市地域（メガロポリス）」を前提に、ﾈｯﾄﾜｰｸｼｽﾃﾑの再構築が帰結となる。

③ 横浜の図書館：自治政策のなかでの意志決定、「大切の順番」への市民的共感が鍵。

・市民+行政の協働は、無償労働ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱよりも「学習型政策意志決定への参画」でありたい。

・市民が「いま・ここ・自分・社会との繋がり」（海からの贈り物）に気づくとき、図書館は。

3，これからのとしょかんを考える

・地方の図書館づくりで起きていること、ウサギとカメの昔話、逆転してゆくｻｰﾋﾞｽの質と量。

① 資料世界が構築され表現され、変化成長する図書館の開架室。ｴｺﾛｼﾞｶﾙﾗｰﾆﾝｸﾞ。

・現実の図書館の魅力格差は、専門職図書館員の資質にかかっていると30年言われて。

・市民利用も図書館もおなじ成長する有機体。有機体は加齢して成長を止め老衰もする。

・区の図書館は分館でなく地域図書館としての矜持をもって、成長するしくみになって欲しい。

② 居場所としての図書館への市民要求とあきらめ。

・各区のｺﾐｭﾆﾃｨ中心に、図書館複合施設が市街地に開かれ繋がった環境づくりがあるだろう。

・中心市街地活性化基本計画などの都市生活ｻﾎﾟｰﾄ機能に重複して位置づける例も他都市にある。

③ 図書館が自治政策と疎遠では、社会基盤ｼｽﾃﾑとして生き残れない。

・地方自治の中心に位置しているというレゾンデートルを図書館行政職員とサポート市民で確かめて、
地域社会が図書館を創り図書館が地域社会を変える、各地の地方自治での実験に参列して欲しい。

※奉仕対象人口１，９万人開館２年の長崎たらみ図書館の試み資料を添付いたします。

教育基本法

公布　１９４７（昭和22）年３月31日
施行　１９４７（昭和22）年３月31日

前文

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第１条〔教育の目的〕

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第２条〔教育の方針〕

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第３条〔教育の機会均等〕

１　すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上差別されない。

２　国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第７条〔社会教育〕

１　家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

２　国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

図書館法

（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号）
最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条

この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

２　前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第三十四条の法人の設置する図書館を私立図書館という。

0220第4回懇談会の後に・てらだ：第5回懇談会配布資料

横浜市立図書館あり方懇談会
協働という言葉を敷いた運営方針中間ｱｳﾄﾌﾟｯﾄに８の視点を添えて

0220第４回懇談会の夜に・てらだ

▲横浜の常識は世界の非常識にならないために。

〇360万人都市横浜と比肩する世界の都市の図書館員はこのたびの横浜案をどう読むでしょうか。
ロサンジェルス、サンフランシスコ、シカゴ、ストックホルム、ヘルシンキ、コペンハーゲン、
〇市図書館員団の準備研究された運営方針素案の下敷きを尊重して、懇談会の中間報告が整理されることになると思います。今後の精査段階に委員の末席から違う視点を添えられればと思います。

1, ボランティアに世界の図書館は金を払っているか。

2, 退職OB（2015年問題を見据えてか）を有償ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱで再雇用しているか。

職員数自然減の政策方向性の中で若い後進の図書館員を育てることにどう重点を置いているか。

3, 棚整理・本の修理はボランティアの「仕事」として応援招集しているか。

かろうじて最低賃金が守られたﾊﾟｰﾄ臨職の仕事から時給500円ﾜﾝｺｲﾝﾎﾞﾗﾝﾃｨｱへ　市職員判断の市民性は。

4, 正職の賃金ｺｽﾄ計が全体予算を圧迫する状況を迎えたとき各国はどんな解決策をとったか。
・職員の削減か・職員の賃金引下げか・開館時間の短縮か（ﾜｰｸｼｪｱﾘﾝｸﾞを併行して）
・低賃金嘱託職員化か・低賃金臨時職員化か・低ｺｽﾄ指定管理者委託か・有償ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱか。

5, 図書館ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱまたはﾌﾚﾝｽﾞは「ライブラリアンの仕事」を手伝っているか。
・配架・貸出し・装備・講座の企画・団体貸出し斡旋・専門的相談業務・ｽﾄｰﾘｰﾃﾘﾝｸﾞ
△図書館員の専門性の将来を信頼し運営基盤・環境を守る応援なら（例：米国**図書館協約**：全米図書館友の会連合会）
・寄付・ロビー活動・ﾌﾞｯｸｽﾄｱ・ﾗｲﾌﾞﾗﾘｰﾂｱｰｶﾞｲﾄﾞ・交流接待・投票誘導・ﾌﾚﾝｽﾞ運営

6, 官民協働は、充足していないシビルミニマム・地方政府の財政+業務を補完するアイデアか。
・同じく財政難の北欧の図書館に、なぜフレンズやボランティアがいないのか。
・同じく財政難の米国の図書館員は、フレンズやボランティアに何を期待したか。
・図書館行政は、市民協働を要求しないと現状を延長した将来像が立ちいかないか。
・市民ができる応援のモデル・メニューは米国に在るだろう。
・４週８休の行政職図書館員は、協働の前後でどう変わるのかアイデアを聞きたい。
△図書館という横浜の自治分野で「行政の文化化」は今年から来年に、どう変わろうとしているだろうか。
・誰のため、何のための協働か、市民と図書館員の**「横浜図書館協約」**が欲しい。

7, 広域行政+ボード経営米国型、国+自治体協調直営北欧型、いずれにせよ市民にとって。
・横浜の図書館はﾎﾞﾗﾝﾃｨｱのﾌｨｰﾙﾄﾞか（参加者の自己実現が目標）学校は? 病院は?
・本当の図書館は「個人を支える社会ｲﾝﾌﾗ」としての公共性守秘性を有すはず。
外から応援そして環視が協働のあるべきかたち

8, 図書館のｸﾞﾗﾝﾄﾞﾃﾞｻﾞｲﾝ、つまり図書館政策・図書館基本計画がないことの不思議。
不思議なまま（本館を建て、40年を経て）でいる横浜の不思議。

△船旅の計画と海図は乗船客はつくらない。専門職の船長・航海士・機関長の仕事。
乗船客はそれについてだけは共感や賛意を示しても、協働もﾎﾞﾗﾝﾃｨｱもやらない。
矢切の渡し程度の船旅・図書館なら委託でよいけれど

△かつて市民的公共性や協働を説いて全国をリードした横浜の技監田村明さんは、
自治体は国の出先機関でなく市民のための政府だといい、これからの行政マンは
事業を管理運営するだけでなく、ビジョンを示す地域プランナーになれと言った。

△専門職たる館長や図書館員は施策プランナーとして図書館政策を組織で研究して
起案し、市民に提示するのが仕事。まず開示に足るプラン・行政情報提案が必要。
政策に通底する理念の旗の下に、車の両輪である「情報開示と住民参加」が機能する。
中飛ばしの有識者懇談会には限界があるということの発見が中間報告となるか。

▲今、はじめの一歩を正しく踏み出す時だという、みんなが既に共感していることを行政職と参画委員と傍聴者みんなが再確認して、懇談会協働の成果となるだろうか。
もし、今後に協働の出発点に立って、市民と図書館員の**「横浜図書館協約」**を考えるときが来たならば、その第一に、図書館協議会など市民参加のかたちで、大横浜のライブラリーシステム・図書館基本計画をつくりますと書き始めて欲しいと願う。

0420第6回懇談会の前に・てらだ：第6回懇談会配布資料

▲このたびの懇談会のキーワード
「協働」という言葉は、お役人達の勉強会で育まれ、誕生25年ぐらいか。
同時代、この言葉を使うときは、併置されて輝くｷｰﾜｰﾄﾞが二つあった。

※はじめ、建築評論家川添登グループが提言し、埼玉県政の目玉にした。森啓など参画した
神奈川・横浜でもﾌﾟﾗﾝﾅｰｽﾞﾈｯﾄﾜｰｸという研究会が生まれ、横浜の田村明がリードした。

◎01：「官民協働」と「情報開示」は車の両輪。
どういう政策の基本方針（図書館基本計画など）があるのか
行政はまず、市民に情報開示・ﾋﾞｼﾞｮﾝを提示しないと双方向ではない。

◎02：「官民協働」と「行政の文化化」は車の両輪。
文化行政は道に彫刻を置くこと、ホールを作ること。・・・で、
行政の文化化は、行政マンが学び続けながら政策を進めること。
つまり、行政の変わらない原則から、学び変わる原則への転換。
横浜の図書館の「行政の文化化」はどう進められるか。

※政策の人間性・地域性・創造性・美観性
横浜では、地域性と総合性と語られた。

☞
横浜図書館の成長のために「市民の意見希望を聞くしくみをもつこと」
は、検討の価値がないでしょうか。
「図書館協議会」は、協働、情報開示、行政の文化化　の３要素を
支える、日本中の自治体にあって横浜にない「図書館のしくみ」です。

・「図書館協議会」は財政が厳しいときにも作れます。
・　ちいさな地方交付税交付団体の図書館でも作ってます。
・　協議会委員は、無給ボランティアが協働にふさわしいです。
・　議会に図書館条例改正を提出することは、そんなに難しくありません。

図書館協議会は館長を市民が支える諮問機関・応援団です。
横浜の一番大きな課題「図書館サービス基本計画が無いこと」、
今回の懇談会が提言できなかったことですが、図書館協議会に
バトンを渡すことが出来ます。そして、その気さえあれば、
予算をかけないで、「図書館サービス基本計画」も作れます。